主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大貫大八上告趣意書第一点は、原判決八其理由中二於テ「被告人八昭和二十二年五月三日午前零時頃栃木県塩谷郡 a 村大字 b C 番地 A 方居宅内二ソノ表出入口カラ侵入シ同家台所二置イテアツタ同人所有ノ中古自転車一輛(時価約金千円相当)ヲ窃取シタルモノテアル」ト犯罪事実ヲ認定シ「以上ノ事実八被告人ノ当公廷ニ於ケルコレト同趣旨ノ供述トA ノ提出シタ被害始末書中ノコレニ照応スル被害顛末ノ記載トヲ綜合シテ之ヲ認メル」ト判示シテ被告人ニ有罪ノ言渡ヲ為シタノデアリマス然シ原判決ガ右ノ如ク証拠ニ援用シタA ノ被害始末書ニヨレバ「……昭和二十二年五月二日午後十時半頃ヨリ翌三日午前二時頃自宅台所二置キタル左記一、中古自転車二六吋黒塗リ両プレーキ付壱輛時価壱千円相当ヲ何者ニカ窃取セラレマシタノテ……」トアルノミデアツテ即チ自己所有ノ中古自転車ガ盗難ニ遭ツタト言フダケデアリ否モツト正確ニ謂へ八該自転車ヲ紛失シタト言フ警察署ニ対スル届出ニ止マリ該被害始末書ニヨツテハ被告人ガ犯人ナルヤ否ヤ全ク不明デアリマス換言スレパ右A ノ被害始末書ハ同人ガ自己所有ノ中古自転車ヲ紛失シタト言フ証拠ニコソナレ被告人ガ該自転車ヲ窃取シタトノ証拠ニハ全クナラナイノデアツテ従ツテ必ズシモ被告人ニ不利益ナル証拠トハ言ハレナイノデアリマス

然ラバ原判決ハ被告人ニ不利益ナ被告人ノ自白ノミヲ唯一ノ証拠トシテ犯罪事実ヲ認定シタコトニナルノデアリマス抑々被告人ノ自白ナルモノハ或ハ権カニヨツテ強制サレ余儀ナク述ブルコトアリ或ハ早ク勾留ヲ解カレ度イバカリニ心ニモナイコトヲ述ブルコトモアリ必ズシモ信ヲオケイモノデアルガ故ニ新憲法ノ下ニ於テハ被告人ニ不利益ナ唯一ノ証拠ガ本人ノ自白デアル場合ニハ有罪ニセラレナイ旨ガ保証サレタモノト思料シマス若シ原判決認定ノ如ク単ニ或人ガ或物ヲ紛失シタト言フ事

実ダケノ証明デ他八其物ヲ盗ンダト言フ本人ノ自白ガアレバ有罪二出来ルトスレバ 捜査官八単二被害届ダケヲ徴シ他ハ専ラ被害届二合フ様ナ本人ノ自白ノミヲ強要ス ルコトニナルノハ必然デアツテコレデハ旧法当時ト何等変リノナイコトニナリ新憲 法ノ精神ハ全ク蹂躪サレ人権ノ保証ハ有名無実ニナルノデアリマス之ヲ要スルニ原 判決ハ憲法ノ精神ニ反シ「日本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法 律」第十条二違背シテ有罪ヲ言渡シタ違法ガアリマスノデ破毀サルベキモノト信ジ マスと言うのであるが、原判決は、被告人の原審公判廷における自白を唯一の証拠 として、犯罪事実を認定したものではなく、Aの被害届をも傍証として事実を認定したのであるから、論旨は、当を得ないものである。次に上告趣意書は、Aの被害届丈けでは、被告人が本件の自転車を窃取したと認定する証拠にはならないものであるから原判決は結局被告人の自白のみによつて、犯罪事実を認定した違法のもの だと主張するけれども、日本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十条第三項に規定してある本人の自白とは、被告人の公判以外の自白を指すのであつて、被告人の公判廷における自白を含まないものと解すべきであるから論旨 は理由なきものである。

同第二点は、原判決八其理由中二於テ「被告人八……A方居宅内二ソノ表出入口カラ侵入シ同家台所二置イテアツタ同人所有ノ中古自転車一輌(時価約金千円相当)ヲ窃取シタモノデアル」ト判示シタノミデアツテ窃盗ノ目的ガ極メテ不明確デアリマス即チ中古自転車ハ社会ニ無数ニ存在スルモノデアルカラ少クトモ判決理由中ニ犯罪事実トシテ窃盗ノ目的物ヲ示スタメニハ中古自転車トシテ他ノ中古自転車ト識別シ得ル程度ニ具体的二判示スル必要ガアルト思料シマス原判決ガ証拠トシテ援用スルAノ被害始末書ニハ「中古自転車二六吋黒塗リ両ブレーキ付」トアルガ同ジク原判決ガ証拠トシテ援用スル被告人ノ原審公判廷ニ於ケル供述ニヨレバ単ニ自転車ヲ窃取シタト言フダケデアツテ該自転車ガ果シテ中古ナリシヤモ不明デアツテ況ン

ヤニ六吋ナリシヤ黒塗ナリシヤ両プレーキ付ナリシヤ否ヤハ全ク明確デナイノデアリマス従ツテ之等ノ窃盗ノ目的物ニ付イテハー見他ノ物ト明確ニ判別シ得ル程度ニ判決理由中ニ記載スベキニ拘ハラズ前記ノ如ク之ヲ明確ニセザル原判決ハ結局理由不備ノ違法ガアリ破毀サルベキモノト信ジマスと言うが、原判決は窃盗罪の目的物表示として、A所有の中古自転車一台と記載して居るので被告人の窃取した他人の財物が如何なるものであるかを、具体的明確に示されて居ると言うべきであつて、これ以上自転車の色合とか何吋のものであるとかの点まで示さなくとも、論旨の如き違法はないものである。以上は裁判官全員一致の意見であるので、刑事訴訟法第四百四十六条により主文の通り判決する。

検察官橋本乾三関与

昭和二十二年十二月二十三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	川 太	一郎
裁判官	井	上	登
裁判官	庄	野 理	_
裁判官	島		保
裁判官	河	村 又	介